

第四十五号議案

江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成十五年七月江戸川区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第三十条の四十四第八項」を「第三十条の四十四第十二項」に改める。

第四条中「き損」を「毀損」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

（説明）

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。